

令和 6 年度第 4 回下北地域公共交通総合連携協議会
書面協議結果

1 書面協議の方法

- ・会議の開催に代えて書面による協議を実施
- ・各委員に対し、書面により協議内容を通知し、回答を依頼

2 書面協議

書面通知日：令和 7 年 3 月 1 2 日

回 答 期 限：令和 7 年 3 月 2 1 日

3 協議事項

- ・委員数：4 2 名（会長を除く）

■協議事項 下北地域公共交通計画について

- ・回 答：4 2 名
- ・意見あり： 6 名
- ・意見なし：3 6 名

※提出された意見の詳細については、別紙のとおり

令和6年度第4回下北地域公共交通総合連携協議会 書面協議結果（意見及び回答）

No.	意見等	回 答
1	■公共交通の課題について (1) バスの利用目的として、買い物目線は必要なのか。 (2) 大湊線の利用目的として、観光視点は必要なのか。 (3) 「通学・通勤」のうち、「通勤」はどのくらいの利用があるのか。計画に記載する必要があるのか。	・(1)、(2)は、御意見のとおり計画を修正。 ・(3)は、計画策定のために実施した路線バス乗降調査の結果（n=1,546）において、圏域全体の利用目的としては、通学29.9%、買物14.7%、通院12.2%、通勤7.6%の順番となっており、通勤のために路線バスを利用する方も一定層いることから、本計画に記載することとする。
2	(1) P40 ○運行概要 → ○運航概要 (2) P54 表の高等学校欄 ● → - (3) P102 ファミリーマートさとう → 大間町から撤退したので削除の方がいいかもしれません。	・御意見のとおり計画を修正。
3	(1) P48の2個目の○について修正をお願いします。 ・現：○運行は予約があった時のみで、各集落から旧むつバスターミナルまでの間であればどこでも乗降が出来るフリー区間として運行しています。 ・新：○運行は予約があった時のみで、対象の17集落から旧むつバスターミナルまでの間で運行しています。 (2) P54の※2の部分について、7年度から通学費とバスを利用しない生徒への補助事業が分けられたため修正をお願いします。 ・現：※2 高等学校生徒就学援助事業（東通村事業）…村外の高校にバス通学する生徒の定期代の全額補助とバス利用しない生徒への1万円の補助 ・新：※2 高等学校生徒通学費補助金事業（東通村事業）…むつ市内の高校にバス通学する生徒の交通費の全額補助 (3) P74の図について修正をお願いします。 ・現：フリー乗降区間 ・新：乗降区間 ※また、図でむつ市内の一部も乗降区間に含まれている表示になっていますが、旧むつバスターミナルと17集落間内のみとなります。 修正可能であれば、村内とバスターミナル部分のみ乗降区間にしていただきたい。	・御意見のとおり計画を修正。
4	(1) 52ページ「図 佐井村コミュニティバスと佐井村過疎地・福祉有償運送事業の年間利用者数の推移」について、2019年度の有償運送実績は、以下のとおりです。2019年度の表に反映くださるようお願いします。 2019年度 佐井村過疎地・福祉有償運送利用者数 1,901人 (2) 55ページ「仏ヶ浦海上観光株式会社」概要の3項目目を以下のとおり修正。 ・定期観光船は5月1日から10月末日までの期間で運航	・御意見のとおり計画を修正。
5	○ P7 2.関連計画における公共交通について、「表 取り組み内容（一部抜粋）1/2」の「青森県地域公共交通計画」の内容について以下の通り修正いただきたい。 ・修正前）県内でのMaaSの推進に向けて～専門家の派遣の実施 ・修正後）地域公共交通の運行情報に関するオープンデータ化を推進	・御意見のとおり計画を修正。
6	○P.69の記載内容を次のとおり修正いただきたい ■現状「2025年度から全ての小学校及び中学校の部活動が地域に移行（むつ市地域文化・スポーツクラブ「むつ☆かつ」）すること」 ■修正案「2025年度から全ての中学校の部活動が地域移行することにより、生徒が公共交通を利用して移動する必要性が高まること」 ■説明 中学校部活動の地域移行は、「むつ☆かつ」だけがその担い手になるわけではなく、地域住民が主体となるクラブも同じくその担い手であるため、「むつ☆かつ」に限定する記載をしない。また、小学校の部活動は既に無くなっていることから、こちらも記載しない。	・御意見のとおり計画を修正。